破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４５号
岡山県倉敷市亀山464番地
債務者　木下　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成24年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
仙台市泉区南光台４丁目17番16号、申立時の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷字舘下34番地の12
債務者　渡邊　博昭
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子402番地１、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田庶子380番地
債務者　加藤　和幸
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７６号
愛媛県西条市新市194番地２、前住所埼玉県八潮市大字浮塚717番地１　ルネ綾瀬201号室
債務者　河村　一郎
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３０４号
名古屋市昭和区川名町２丁目46番地の３　カワナハイツ１Ａ号
債務者　清水　一枝
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊行
4　破産債権の届出期間　平成24年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０４号
京都市右京区西京極中沢町１番地13　サンシティ西京極２番館1109号室
債務者　長谷　直人
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加古　尊温
4　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３７号
愛知県知多郡東浦町大字生路字池下30番地の１　ジヤス東浦805号
債務者　野々山多賀彦
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１８号
北海道北広島市大曲末広３丁目16番地５
債務者　佐々木直彦
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１１号
北九州市小倉南区長行東２丁目８番８号
債務者　山下　裕子（旧姓山里）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の1258
債務者　伊藤　洋一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間良直
4　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１６４１号
札幌市清田区真栄１条２丁目33番１号
債務者　田中　春雄
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　和晃
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９２号
埼玉県草加市原町３丁目16番１―202号
債務者　根本　勝行
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　重雄
4　破産債権の届出期間　平成24年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3506番地、前住所福岡市博多区美野島３丁目18番17号
債務者　井本　増一
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏彰
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２０号
千葉県鴨川市東町254―１、住民票上の住所千葉県鴨川市前原147番地１
債務者　大石　博光
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　　優
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
千葉地方裁判所館山支部